

# 地方税の税率一覧

## (道府県税)

税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要	
道府県民税	均等割	標準税率(1,000円) 〔ただし、平成26年度から平成35年度まで1,500円〕	無	平成9年度までは届出制
	所得割	標準税率(4%) (分離課税が適用される所得にかかる特例あり)	無	
	利子割	一定税率(5%)	—	
	配当割	一定税率(5%)	—	
	株式等譲渡所得割	一定税率(5%)	—	
	個人	法人税割	標準税率(3.2%)	
均等割		標準税率(2万円~80万円)	無	
事業税	個人	標準税率(3%~5%)	有:昭和50年度創設 (当初より1.1倍)	昭和49年度までは届出制
	法人	標準税率 外形標準課税対象法人 (資本金1億円超の普通法人) 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 1.9%~3.6% ※(0.3%~0.7%) [414.2%] 所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等) 所得割 5%~9.6% ※(3.4%~6.7%) [43.2%] 収入金額課税法人 収入割 1.3% ※(0.9%) [43.2%] ※( )内の税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後のもの。 [ ]内の税率は、地方法人特別税の税率(暫定措置)	有:昭和50年度創設 〔平成16年度より1.2倍当初、標準税率の1.1倍〕	
地方消費税	譲渡	一定税率(17/63)	—	平成9年度までは届出制
	貨物	一定税率(17/63)	—	
不動産取得税	標準税率(本則4%) 〔住宅及び土地は平成18年4月1日から平成30年3月31日まで3%〕	無	平成9年度までは届出制	
道府県たばこ税	一定税率 (平成30年4月1日~9月30日) 1,000本につき860円 (平成30年10月1日以降) 1,000本につき930円 〔旧3級品は、1,000本につき656円 (旧3級品の特例税率は4段階で縮減・廃止等 (平成28年4月1日から平成31年10月1日))〕	—		
ゴルフ場利用税	標準税率(1人1日につき800円)	有:昭和52年度創設 〔平成元年度より1,200円当初、標準税率の1.5倍〕		
自動車取得税	一定税率(3%) 〔ただし、営業用自動車及び軽自動車 2%〕	—	平成21年度までは暫定税率	
軽油引取税	一定税率 〔1klにつき32,100円 (当分の間の措置。本則15,000円)〕	—	平成21年度までは暫定税率	
自動車税	標準税率(定額課税)	有:昭和51年度創設 〔平成18年度より1.5倍当初、標準税率の1.2倍〕		
鉱区税	一定税率	—		
道府県固定資産税	標準税率(1.4%)	無	平成9年度までは届出制	
狩猟税	一定税率 (5,500円、8,200円、11,000円、16,500円)	—		
水利地益税	任意税率	無		

## (市町村税)

税 目	税 率 の 種 類	制 限 税 率 の 有 無	摘 要		
市 町 村 民 税 個人	均等割	標準税率(3,000円) 〔ただし、平成26年度から平成35年度まで3,500円〕	無	平成10年度改正において、個人の市町村民税における制限税率が廃止された。	
	所得割	標準税率(6%) (分離課税が適用される所得に係る特例あり)	無		
	法人	法人税割	標準税率(9.7%)		有:創設時より (平成26年10月1日以後に開始する 事業年度より12.1%)
		均等割	標準税率(5万円～300万円)		有:創設時より (昭和59年度より1.2倍)
固 定 資 産 税	標準税率(1.4%)	無	平成10年度改正において届出制が廃止され、1.7%を超える一定の場合の議会手続が必要となった。 平成16年度改正において、制限税率が廃止された。		
軽 自 動 車 税	標準税率(定額課税)	有:昭和51年度創設 〔平成18年度より1.5倍、 当初、標準税率の1.2倍〕			
市 町 村 た ば こ 税	一定税率 (平成30年4月1日～9月30日) 1,000本につき5,262円 (平成30年10月1日以降) 1,000本につき5,692円 〔旧3級品は、1,000本につき4,000円 (旧3級品の特例税率は4段階で縮減・廃止等 (平成28年4月1日から平成31年10月1日))〕	—			
鉱 産 税	標準税率(1%) (200万円/月以下の場合0.7%)	有:創設時より (1.2%) (200万円/月以下の場合 0.9%)			
特 別 土 地 保 有 税	一定税率 〔土地の所有 1.4%〕 〔土地の取得 3%〕	—	平成15年度以降は新たな課税を停止。		
入 湯 税	標準1人1日150円	無			
事 業 所 税	一定税率 〔資産割 600円/m <sup>2</sup> 〕 〔従業者割 0.25%〕	—			
都 市 計 画 税	制限税率(0.3%)	有:創設時より (当初、0.2%)	昭和53年度より 0.3%		
水 利 地 益 税	任意税率	無			
共 同 施 設 税	任意税率	無			
宅 地 開 発 税	任意税率	無			